

# 現況分析(保育所・障害児施設)

グリッドガイドラインを削除する場合は、[MRI]タブの[グリッドガイドライン]を削除または、[表示]タブの[スライドマスター]から削除。

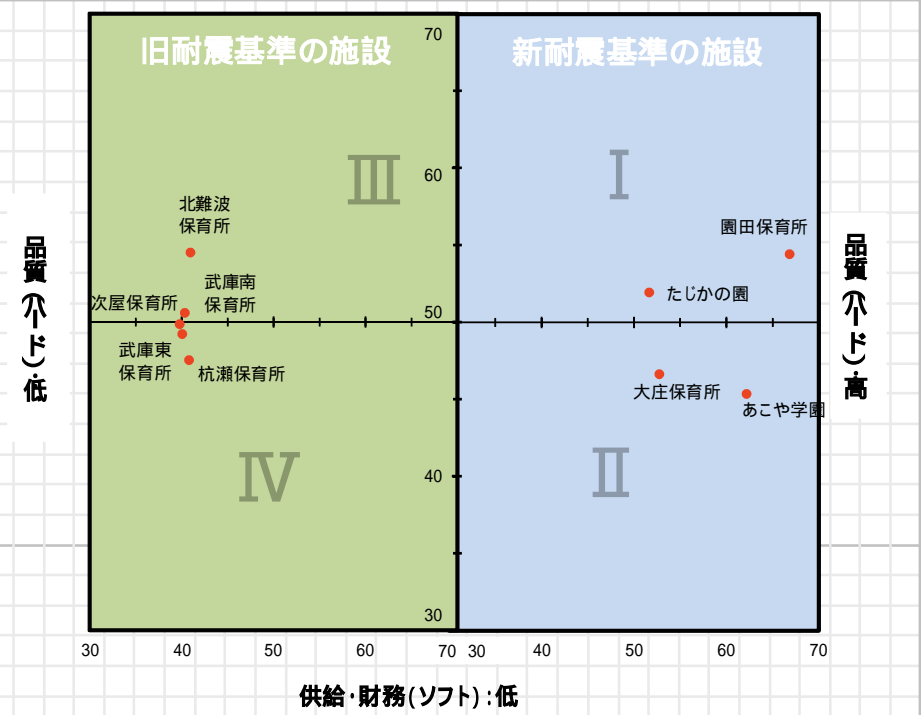
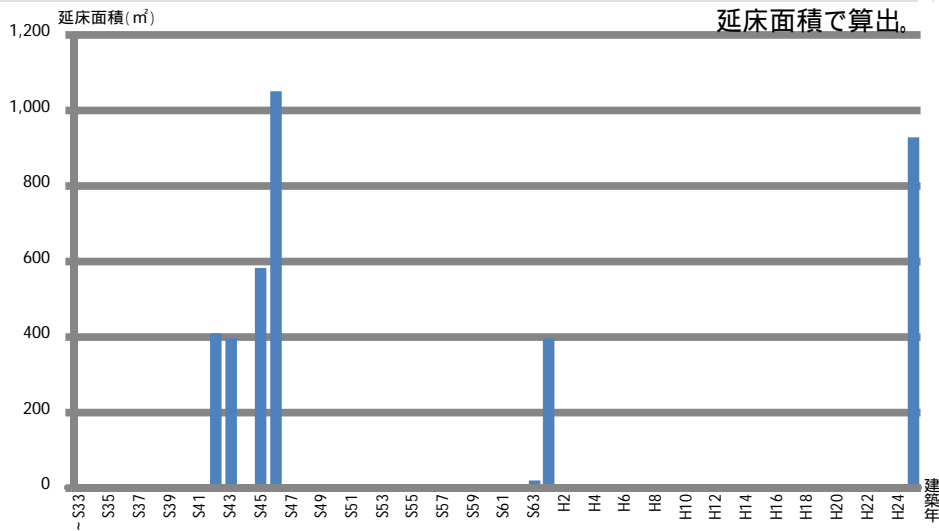
## 現状の評価

評価対象施設は9、面積は6千㎡で全体の0.49%を占めている。そのうち5が旧耐震基準、4が新耐震基準の施設であり、平均築年数が31.7年、耐震対応率も5割に満たず、安全面で課題のある施設が多くなっている。

供給面では、たじかの園を除き充足率が90～100%弱となっており、利用度は高い。

財務面では、面積あたり市の収支において、他の用途の施設と比較して数値が総じて高く、高コストとなっている。

今回対象としなかった保育所は現在、保育環境の改善を図りながら、民間事業者運営を委ねる民間移管を進めている。



	ソフト	供給・財務(ソフト):低					
		旧耐震		新耐震			
		施設数	延床面積		施設数	延床面積	
		面積[㎡]	割合[%]		面積[㎡]	割合[%]	
	50以上	2	1,219.20	20.0	2	2,323.41	38.2
	50未満	3	1,198.00	19.7	2	1,341.88	22.1

平均築年数	平均耐震対応率	平均現地調査
31.7	44.8	2.21

# 現況分析(保育所・障害児施設)

グリッドガイドラインを削除する場合は、[MRI]タブの[グリッドガイドライン]で[非表示]を選択。または、[表示]タブの[スライドマスター]から削除。

## 新耐震基準の施設

台帳番号	施設名称	占有面積(m <sup>2</sup> )	品質						平均偏差値(ハード)	供給		財務			平均偏差値(ソフト)	象限	
			築年数(年)	偏差値	耐震対応率	偏差値	現地調査	偏差値		充足率(%)	偏差値	面積あたりの市の収支(千円/m <sup>2</sup> )	偏差値	原価率			偏差値
843	大庄保育所	389.26	25.0	55.1	100.0	60.0	2.40	43.2	52.8	93.33	50.7	170.79	41.6	86.0750	47.59	46.6	
865	園田保育所	921.07	1.0	73.2	100.0	60.0	1.00	67.4	66.9	93.67	50.9	121.95	56.9	81.7244	55.45	54.4	
809	たじかの園	1,402.34	29.0	52.0	100.0	60.0	2.41	43.0	51.7	52.67	24.0	74.94	71.6	79.1320	60.13	51.9	
1777	あこや学園	952.62	8.0	67.9	100.0	60.0	1.50	58.8	62.2	101.33	55.9	130.76	54.2	98.0349	25.99	45.4	

## 旧耐震基準の施設

台帳番号	施設名称	占有面積(m <sup>2</sup> )	品質						平均偏差値(ハード)	供給		財務			平均偏差値(ソフト)	象限	
			築年数(年)	偏差値	耐震対応率	偏差値	現地調査	偏差値		充足率(%)	偏差値	面積あたりの市の収支(千円/m <sup>2</sup> )	偏差値	原価率			偏差値
829	北難波保育所	645.22	43.0	41.5	0.0	39.8	2.48	41.7	41.0	102.00	56.4	136.73	52.3	82.0764	54.81	54.5	
831	杭瀬保育所	409.71	42.5	41.9	2.9	40.4	2.57	40.3	40.8	97.78	53.6	165.62	43.3	87.1205	45.70	47.5	
836	次屋保育所	387.24	46.0	39.2	0.0	39.8	2.56	40.4	39.8	97.22	53.2	168.22	42.5	82.6061	53.85	49.8	
860	武庫東保育所	401.05	47.0	38.5	0.0	39.8	2.47	42.0	40.1	100.00	55.0	171.90	41.3	84.0374	51.27	49.2	
862	武庫南保育所	573.98	44.0	40.7	0.0	39.8	2.55	40.6	40.4	92.67	50.2	155.90	46.3	81.8521	55.22	50.6	

評価指標  
 品質: 築年数  
         耐震対応率  
         現地調査  
 供給: 実人員 / 定員  
 財務: 収支 / 延床面積  
         支出 / 収入

ただし、「支出」は突発的に発生する  
 「工事請負費」は差し引いた値を用いる。

## 公立保育所の今後の基本的方向（概要）

近年の社会経済情勢の著しい変化の中で、少子化の一層の進行など子どもを取り巻く環境の変化を背景に、国では、児童福祉法の改正をはじめ新たな施策が次々と打ち出されている。

この「公立保育所の今後の基本的方向」は、こうした動向等を踏まえ、公立保育所が今後果たすべき役割及びその適正規模について明らかにしたものである。

### 1 近年の少子化の状況と国等の対応

下降傾向が続く合計特殊出生率は、平成17年には1.25と最低記録を更新した。国では、これまで様々な少子化対策を推進してきたが、特に平成15年の児童福祉法の改正では、すべての子育て家庭への支援を市町村の努力義務として定め、市町村には、その支援について積極的に取り組むための仕組みづくりが求められることとなった。

### 2 本市の保育の現状と課題

- (1) 本市の就学前児童数は少子化の影響もあり減少傾向にあるが、保育所入所の子どもの数は、逆に増加傾向を示している。今後も保育に欠ける子どもに対しては、保育需要を把握するなかで、その需要に応じたサービスの充実を行っていくことが課題となる。
- (2) 本市の就学前児童のうち、3歳未満児の約80%は在宅の子どもであるが、一般的に3歳未満の子どもについては育児負担が大きいと言われている。こうした在宅の子育て家庭を対象とした地域における子育て支援の仕組みづくりが課題となっている。

### 3 本市の公立保育所の現状と課題

- (1) 在宅で子育てをする家庭への支援についての期待は高まっており、保育に欠ける子どもに保育を行いながら、地域の子育て支援事業をより一層充実していく必要がある。
- (2) 公立保育所の市法定外負担額の平成16年度決算額は約23億円に上っており、その縮減に努めていく必要がある。  
また、長年に渡り培ってきた育児に関するノウハウを活用したサービスを提供していくことも必要である。
- (3) 現在の公立保育所の保育士の年齢構成は、保育士全体の約7割が46歳以上、平均年齢は約48歳であり、定年退職等により2、3年後から職員数が急激に減少していくという課題を含んでいる。
- (4) 施設面においては、老朽化しているプレハブ保育所の建替え等は、早急かつ計画的に進めていかなければならない課題である。

### 4 公立保育所の主な特徴

公立保育所は、本市における保育水準を一定確保しており、サービス内容は概ね均一であるとともに、地域保健担当等の行政機関と情報共有、連携・協力が容易である。

また、在籍する保育士は公務員であり、60歳定年制度が確立されており、長年の実務経験に基づく知識や技術が概ね備わっている。

## 5 本市の公立保育所のあり方

### (1) 公立保育所が今後果たすべき役割

行政としての基本的責任を果たしていく視点から、私立保育所では担うことが期待しにくい領域については、公立保育所が一定の役割を果たすべきであり、その主なものは次のとおりである。

#### ア 保育に欠ける子どもの受け入れを保障する役割

今後、直接入所契約等の導入も具体化に向けて動きだしているなかでは、定員充足などによる施設側の正当な理由により契約が不成立になり、入所できないという事態も想定される。

行政としては、こうした子どもについては、可能な限り入所できる体制を整えていく。

また一方では、女性の社会進出の増加や就労形態の多様化等を踏まえ、例えば休日保育や長時間延長保育などニーズは少ないものの現に困っている保護者がいる、しかし採算性の観点等から民間では実施が難しいといった保育サービスの実施を検討していく。

#### イ 市の保育水準の維持向上を示す役割

公立保育所は、市の保育行政の方向性に沿った保育水準を確保しながら、保育を実践する中で、日々その向上を図っている。

今後は、市全体の保育水準の向上につなげるためにも、私立保育所との合同研修など相互に連携・向上が図れるようなシステムを確立していく。

#### ウ 地域における子育て支援事業の協力・連携機関としての役割

地域には保育所や幼稚園をはじめ各種の施設、機関が子育て支援に関する事業を展開している。今後は、長年に渡って培ってきた、公立保育所がもつ子育てノウハウを積極的に提供することにより、子育て支援の充実を図る役割を果たしていく。

### (2) 公立保育所の役割を果たすために必要な体制等

#### ア 在宅子育て支援に供する施設の整備

現在の施設では、保育に欠ける子どもを保育するための設備しか確保されていないため、地域の子育て家庭を対象とした支援事業を実施するにあたっては不十分である。

したがって、特にプライバシーの観点から育児相談室の設置などの施設整備を図っていくこととし、これらの施設整備にあたっては、現存する公立保育所を改築、あるいは建替え等の時期に併せて整備することとする。

#### イ 保育士の年齢構成の適正化

公立保育所が、前述した役割を将来にわたって、果たしていくにあたっては、これまで蓄積してきた保育の実践ノウハウを確実に継承していくため、計画的に、将来の組織維持を念頭に置いた年齢構成の適正化を図っていく。

なお、新規採用にあたっては、特定の年齢層で団塊を形成することがないように配慮しつつ、今後求められる子育て支援にも対応できるよう資質の高い保育士の育成を図っていく。

## 6 本市の公立保育所の適正規模

### (1) 公立保育所の適正規模

本市では、平成5年4月の尼崎市行政改革審議会答申の考え方を基本とし、公立保育所の民間移管を進めてきた。本市が行政の基本的責任を果たすにあたっては、時代の変化やこれに伴う社会的要請とともに、公立保育所に求められる役割も大きく変化してきているなかで、公立保育所の必要数については、一定の整理が必要な時期に来ている。

#### ア 選定の考え方

##### (ア) 選定にあたっての3つの視点

###### 子どもの数の視点

本市の子どもの分布は、北部が南部の概ね2倍であることから、この比率を勘案する。

###### 利用者の生活圏の視点

利用者の立場から、市域にできるだけ万遍なく配置するとともに鉄道や主要幹線道路等で分けられる生活圏の考え方も考慮する。利用にあたっては、施設までの距離的な要素も重要である。

###### 各種子育て支援事業実施機関と協力・連携する視点

地域で子育て支援事業を展開する施設や機関との協力・連携体制を念頭に置く。

#### イ 適正規模

公立保育所の適正規模を判断するにあたっては、公立保育所が今後果たすべき役割や選定の考え方及び市域にできるだけ万遍なく配置するという考え方を基本として総合的に判断することとする。

必要となる公立保育所については、利用者の生活圏の視点から、市域をJR東海道線と県道の道意線及び玉江橋線で区分した6つのエリアを基本に置き、これに子どもの数の視点を加味して判断した結果、市域に9か所の公立保育所を万遍なく配置することとし、この規模をもって現時点での公立保育所の適正規模とする。

なお、現存する公立保育所のうち現時点で必要と考える9か所の保育所は次表のとおりである。

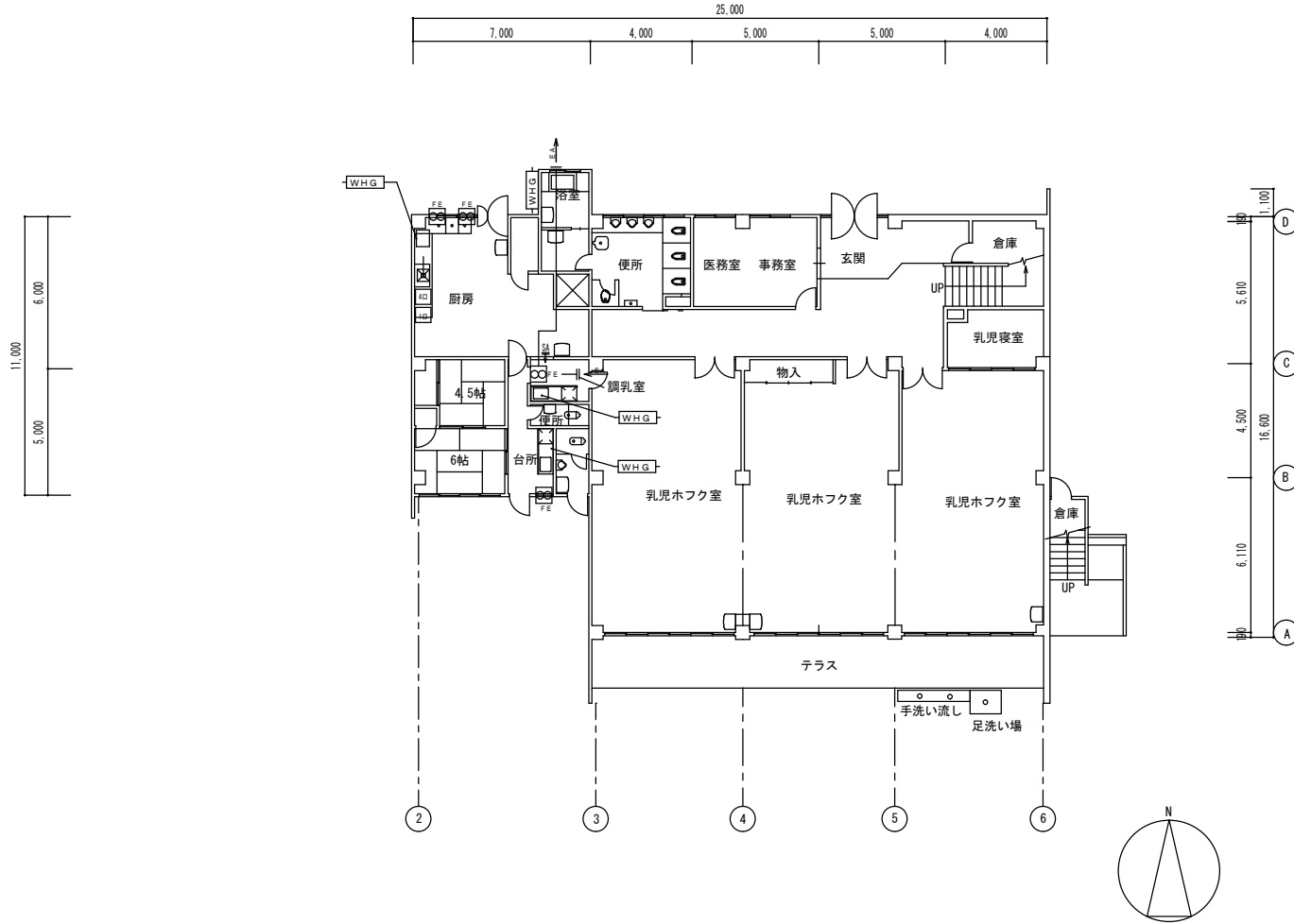
市域南部	北難波、杭瀬、大庄
市域北部	塚口、大西、武庫東、武庫南、次屋、園田

このほかの公立保育所については、鉄筋コンクリート造りの保育所及びプレハブ保育所の個々の実情に応じた手法を用いて民間移管を実施し、公立保育所全体の構築を行うものとする。

### (2) 公立保育所の構築に向けて

前述の適正規模に至るまでの間においても、公立保育所としての役割を果たせるよう、必要な体制等の整備を行うこととし、これと併せ、年次的、計画的に民間移管を進めるといった公立保育所全体の構築を実施していく。このため、別途、3～4年を1サイクルとする構築に係る短期計画を策定し、推進することにより適正規模に到達させるものとする。

点検計画図



換気設備及び給水設備及び排水設備		
番号	点検項目	凡例 × : 点検除外
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	
(1) から (11)	機械換気設備	×
(12) から (23)	中央管理方式の空気調和設備	×
2	換気設備を設けるべき調理室等	
(1) から (8)	自然換気設備及び機械換気設備	
(9)	自然換気設備	×
(10) から (12)	機械換気設備	
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室	
(1) から (9)	防火ダンパー等	
4	飲料用の配管設備、排水設備	
(1) から (11)	飲料用配管、排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	
5	飲料水の配管設備	
(1) から (6)	給水タンク等、給水ポンプ	×
(7) から (9)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	
6	排水設備	
(1) から (4)	排水槽	×
(5) から (9)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	×
(10)	衛生器具	
(11)	排水トラップ	
(12)	阻集器	
(13) から (20)	排水管	
7	上記以外の点検項目等	

注) 配置図及び各平面図を添付し、指摘のあった箇所 (特筆すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること。

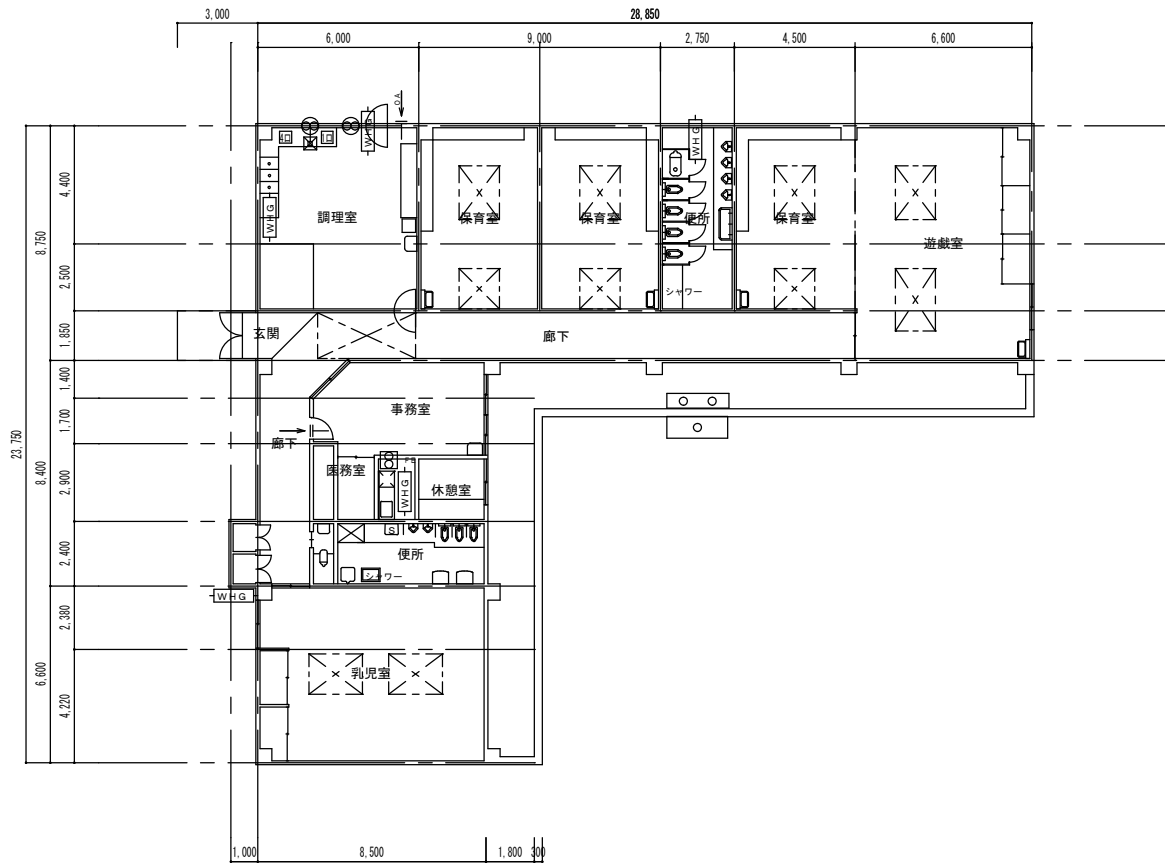








点検計画図

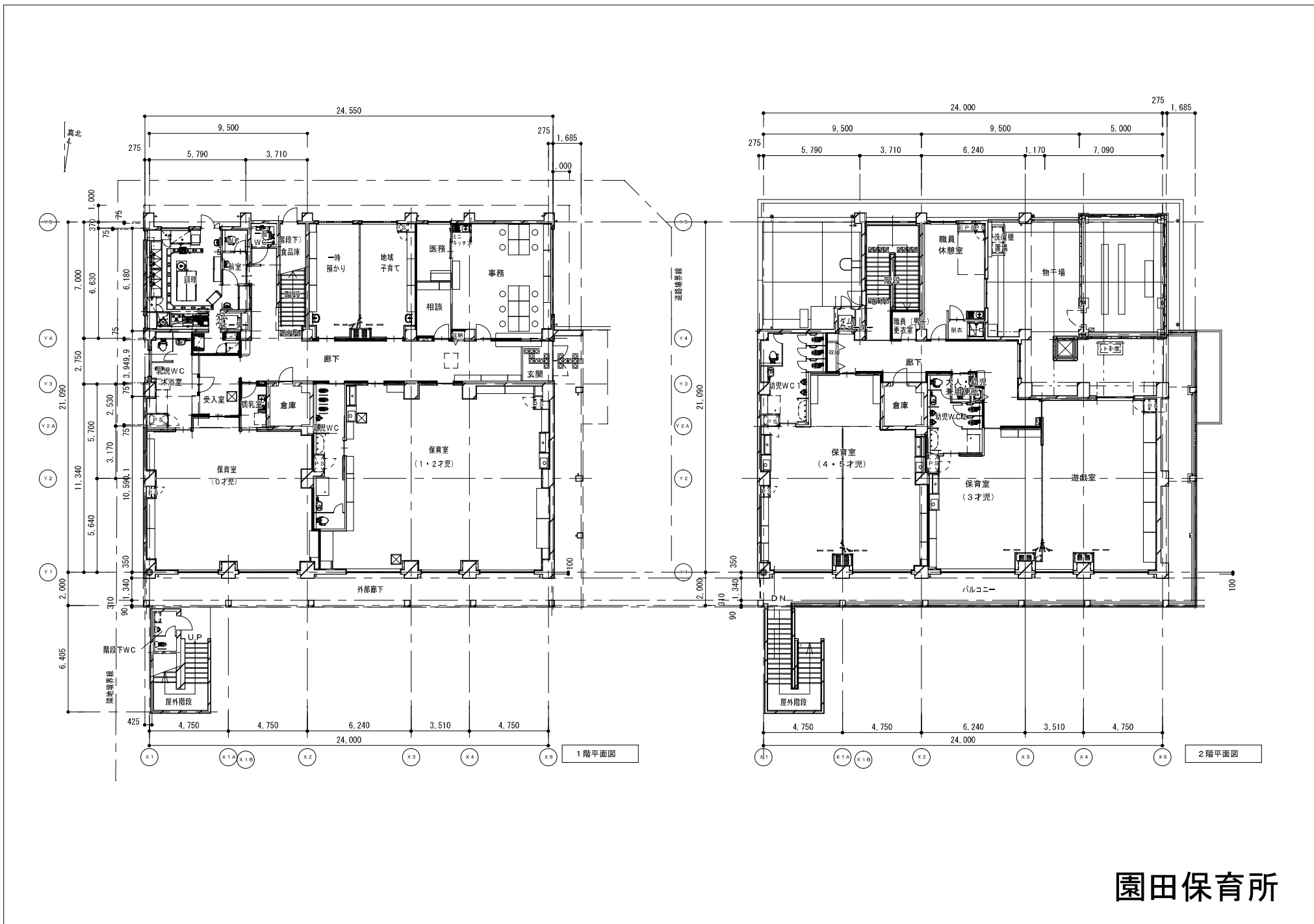


換気設備及び給水設備及び排水設備		
番号	点検項目	凡例 × : 点検除外
1	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室 (換気設備を設けるべき調理室等を除く。)	
(1) から (11)	機械換気設備	×
(12) から (23)	中央管理方式の空調設備	×
2	換気設備を設けるべき調理室等	
(1) から (8)	自然換気設備及び機械換気設備	
(9)	自然換気設備	
(10) から (12)	機械換気設備	
3	法第28条第2項又は第3項に基づき換気設備が設けられた居室	
(1) から (9)	防火ダンパー等	×
4	飲料用の配管設備、排水設備	
(1) から (11)	飲料用配管、排水配管 (隠蔽部分及び埋設部分を除く。)	
5	飲料水の配管設備	
(1) から (6)	給水タンク等、給水ポンプ	×
(7) から (9)	給湯設備 (循環ポンプを含む。)	
6	排水設備	
(1) から (4)	排水槽	×
(5) から (9)	排水再利用配管設備 (中水道を含む。)	×
(10)	衛生器具	
(11)	排水トラップ	
(12)	阻集器	
(13) から (20)	排水管	
7	上記以外の点検項目等	

注) 配置図及び各平面図を添付し、指摘のあった箇所 (特筆すべき事項を含む) や撮影した写真の位置等を明記すること。







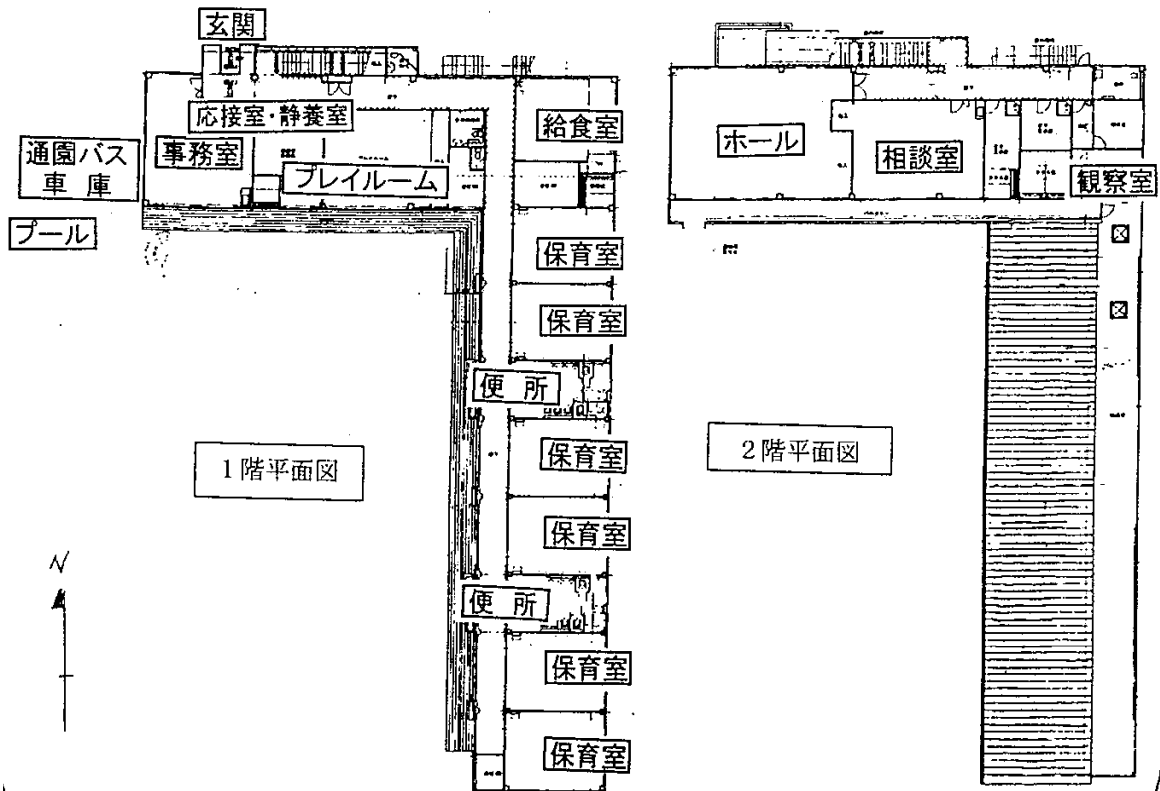
あこや学園 (児童発達支援センター)

TEL:4961-7870 FAX:6422-8460

三反田町1-1-1

知的障害児を日々保護者のもとから通園させ、集団生活を通して社会性をのばし、自立に必要な生活習慣を体得させることを目的とした施設である。

○規模	敷地面積 2,275.22㎡ 延床延面積 965.12㎡	○設備	事務室・医務室・静養室 プレイルーム・保育室・遊戯室 観察室等
○構造	鉄骨造2階建	○通所費用	通所にかかる費用(給食費含む) は、保護者の税額に応じて決定される。
○着工年月日	平成18年 3月20日		
○しゅん工年月日	平成18年12月26日		
○建設費	248,768千円		



教育・障害福祉センター

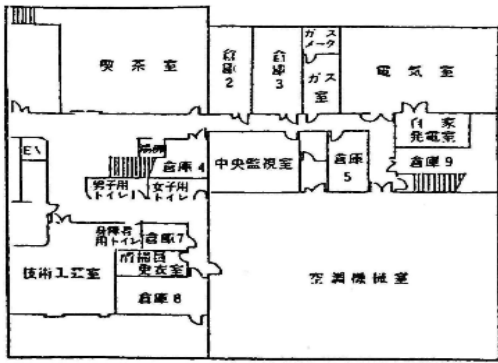
三反田町1-1-1

○規模	敷地面積 10,266.83㎡ 建築面積 2,924.06㎡ 建築延面積 8,367.32㎡	○着工年月日 昭和58年10月7日 ○しゅん工年月日 昭和60年3月22日 ○建設費 2,437,576千円
○構造	(本館棟) 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階建 (体育館棟) 鉄筋コンクリート造 一部PC梁工法 地上1階一部2階建	

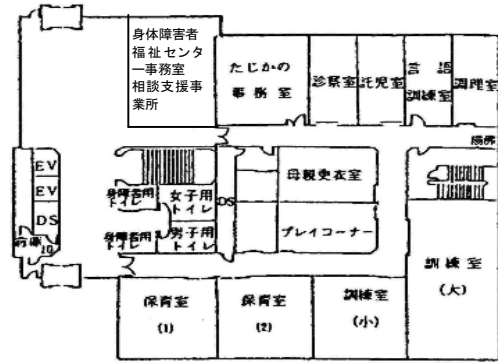
施設名	主な事業内容	開館時間	休館日
<教育総合センター> (06) 6423-3400 [FAX] (06) 6423-3404 <教育相談担当> 【教育相談専用】 (06) 6423-2550 [FAX] (06) 6423-4200 【電話相談専用】 (06) 6429-7564	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育に関する専門的、技術的事項の調査及び研究に関すること</li> <li>・教育関係職員の研修に関すること</li> <li>・教育相談事業に関すること</li> <li>・情報教育の推進に関すること</li> </ul>	午前9時～ 午後9時 (教育相談は 午前9時～ 午後5時30分)	土曜日 ・日曜日 祝日 振替休日 年末年始
<視聴覚センター> (06) 6423-3400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・視聴覚教育に関する、調査及び研究、教育関係職員の研修、資料の収集及び提供、講座等の開催に関すること</li> </ul>		
<身体障害者福祉センター> (06) 6423-0015 [FAX] (06) 6423-0054	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害者の機能訓練に関すること</li> <li>・心身障害者の教養の向上に関する事業及びスポーツレクリエーション事業の実施</li> <li>・心身障害者の療育及び生活相談等に関すること</li> </ul>	午前9時～ 午後9時 (但し日曜日は午後5時)	月曜日 祝日の翌日 12月29日～1月3日
<児童発達支援センター たじかの園> (06) 6423-3289 [FAX] (06) 6423-3244	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肢体不自由児の機能訓練に関すること</li> <li>・肢体不自由児の保育指導に関すること</li> <li>・肢体不自由児の給食、栄養指導に関すること</li> <li>・相談支援に関すること</li> </ul>	午前9時～ 午後5時	土曜日 ・日曜日 祝日 振替休日 12月29日～1月3日
<立花体育館> (06) 6423-5550	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種スポーツ教室の開催</li> <li>・フロアの団体利用及び一般利用</li> </ul>	午前9時～ 午後9時 (但し日曜日・祝日は午後5時15分)	月曜日 12月29日～1月3日
<兵庫県西宮こども家庭センター尼崎駐在> (06) 6423-0801 [FAX] (06) 6429-3665	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心身障害児についての相談、調査、判定、指導措置に関すること</li> </ul>	午前9時～ 午後5時45分 (相談は 午前9時～ 午後5時)	土曜日 ・日曜日 祝日 振替休日 12月29日～1月3日

教育・障害福祉センター

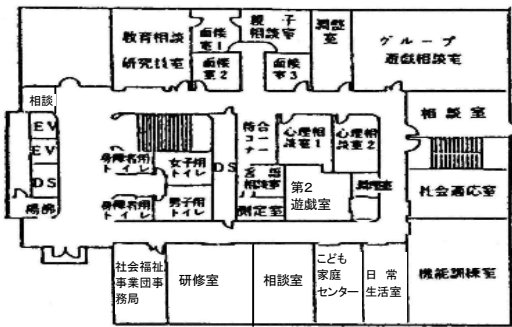
地下1階平面図



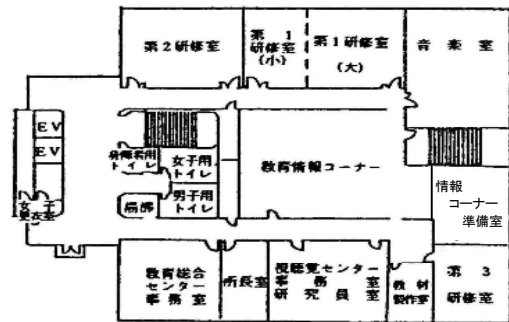
1階平面図



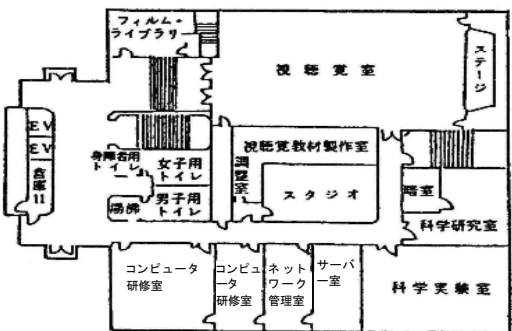
2階平面図



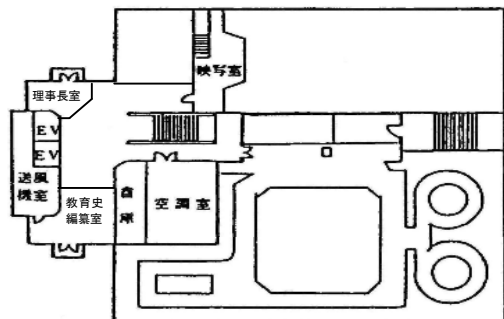
3階平面図



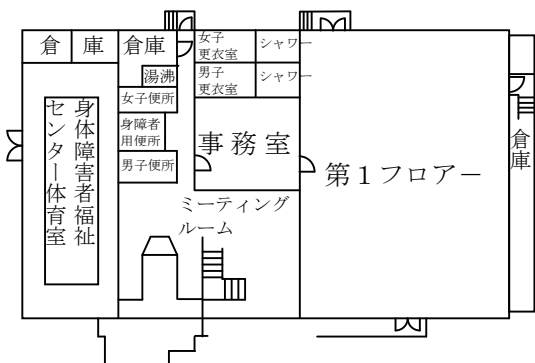
4階平面図



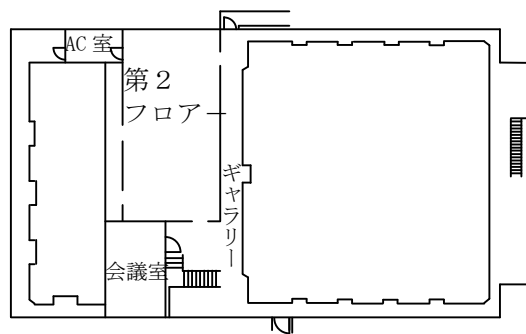
5階平面図



立花体育館 1階平面図



2階平面図







凡例

- |               |                |
|---------------|----------------|
| ■ 衛生施設        | ● 保育所・障害児施設    |
| ● 産業振興施設      | ● 幼稚園          |
| ● 庁舎等施設・事務所   | ● 小学校          |
| ◆ 教育系研修施設     | ● 中学校          |
| ◎ 社会教育施設      | ■ 高等学校         |
| ★ 障害者施設       | ★ 青少年施設        |
| ★ 市営住宅等施設     | ★ 児童ホーム・こどもクラブ |
| ■ 高齢者施設       | ◎ その他保育施設      |
| ◆ 消防施設        | ■ 体育施設         |
| ◆ その他消防施設     | ● 集会系施設        |
| ◆ その他医療保健福祉施設 | ◆ 公園施設         |